

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。作成した申告書等（データ）は、ご自宅のプリンタで印刷して郵送等により税務署へ提出することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告データを、同コーナーの画面上からそのままe-Taxで税務署に送信（申告）することもできます。

■平成27年分の申告と納付期限について

所得税及び復興特別所得税・贈与税・事業税・住民税

… 3月15日(火)まで

消費税及び地方消費税（個人事業者）

… 3月31日(木)まで

○振替納付をご利用の方へ

所得税及び復興特別所得税の振替納付日	消費税及び地方消費税の振替納付日
4月20日(水)	4月25日(月)

個人番号の記載について

今回提出される平成27年分の確定申告書（所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）には、個人番号の記載は不要です。

平成28年1月1日以降、申請書や届出書の提出の際には、個人番号の記載と本人確認書類（例1：個人番号カード、例2：通知カードと運転免許証など）の提出又は添付が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは で

★お問い合わせ先

福井税務署 TEL:0776-23-2690（自動音声案内）

労災年金の請求書などの取り扱いにご注意ください！

マイナンバー制度導入によって、平成28年1月以降、労災年金の請求書などの様式にマイナンバーの記載が必要となります。マイナンバーが記載された労災年金の請求書などの取り扱いに際し、下記の注意点をご確認ください、適正な管理をお願いします。

【注意】

- マイナンバーは原則として、請求される方（ご本人）が請求書などに記載してください。
- ご本人の委託により、事業主などが代わって請求書などの作成や提出の手続きを行うこともできます。
- 事業主などはマイナンバーを利用する必要がなくなった場合、マイナンバーを速やかに廃棄または削除してください。
- マイナンバーが記載された書類を労働基準監督署などへ郵送する場合は、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

詳細についてはお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

詳しくは で

★お問い合わせ先

福井労働局 労働基準部 労災補償課

福井市春山1-1-54 TEL:0776-22-2656

障がい者就労促進研修会を開催します

障がい者の一般就労を推進するため、障がい者雇用に関心のある企業の担当者や障がい者就労系サービス事業所の職員を対象に研修会を開催します。

企業での支援や就労支援関係機関による取組事例の紹介を通して、障がい者の就労支援を考えます。

【日時】平成28年2月16日(火) 14:00～16:00

【会場】福井市民福祉会館 301・302号室

【内容】○講演「障がい者雇用の現場から」
(株)ニッセン人事部 駒田 友美氏

○座談会

「障がい者の就労支援に求められること」

【参加費】無料（事前にお申込みください）

【定員】80名

★お問い合わせ・お申込み先

福井市 障がい福祉課

TEL:0776-20-5435 FAX:0776-20-5407